

議会議案第一号

石川県歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第一条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）の趣旨を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務又は役割を明らかにするとともに、県が行うべき基本的施策を定め、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 県民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期において、適切かつ効果的な歯科検診及び歯科保健指導を受けることができる環境の整備を推進すること。

三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野の施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(市町等との連携等)

第四条 県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の実施に当たっては、歯科検診及び歯科保健指導を行っている市町及び関係団体との連携及び協力を行うものとする。

2 県は、市町が歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するときは、その求めに応じ、情報の提供又は専門的若しくは技術的な助言を行うものとする。

（県民の役割）

第五条 県民は、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

2 父母その他の保護者は、家庭において、子どもの歯科疾患の予防、適切な食習慣の定着その他の歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

（歯科医師等の役割）

第六条 歯科医師等（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。以下同じ。）は、歯と口腔の健康づくりの推進に資するよう適切にその業務を行うとともに、県及び市町が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（保健医療等関係者の役割）

第七条 保健医療等関係者（保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の歯と口腔の健康づくりに関連する業務に携わる者であって歯科医師等を除いたものをいう。）は、それぞれの業務において、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、県及び市町が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者及び医療保険者の役割）

第八条 事業者は、県及び市町が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、当該事業者の事業所において雇用する従業員の歯科検診の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 医療保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）は、県及び市町が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、医療保険加入者（同条第八項に規定する医療保険加入者をいう。）の歯科検診の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

（基本的施策）

第九条 県は、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- 一 県民が生涯にわたり歯と口腔の健康づくりに取り組むための情報提供及び普及啓発
- 二 県民が定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることを促進するために必要な施策
- 三 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じた歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上に関する施策
- 四 障害者、要介護者等が、定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること並びに歯科医療を受けることができるようにするために必要な施策
- 五 歯科医師と医師の連携に基づく糖尿病その他の生活習慣病の予防及び改善に関する施策
- 六 災害に備えた歯科保健医療体制の整備に関する施策
- 七 災害発生時における口腔の衛生の確保等による二次的な健康被害の予防等に関する平常時から
の普及啓発
- 八 歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者の人材確保及び資質の向上に関する施策
- 九 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関し必要な施策

（実態調査）

第十条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、おおむね

五年ごとに、県民の歯と口腔の健康づくりに関する実態について調査を行うものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針及び目標

二 前号に掲げるもののほか、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第十二条 県は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議案第2号

身体障害者・児の補装具費支給制度の充実を求める意見書

補装具は、身体障害者・児の失われた身体機能を補完・代替し、身体障害者の職業その他日常生活の維持向上を図ることを目的として、また、身体障害児については、将来社会人として自立生活するための素地を育成助長することを目的として使用されており、障害者福祉において非常に重要な役割を果たしてきている。

また、昭和56年の国際障害者年を起点とした障害者団体の強い要請を受けて、平成5年10月、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（福祉用具法）が施行されたことにより、福祉用具の「研究開発」が促進され、新たな製品や技術が開発されてきている。

補装具を購入する際の「補装具費支給制度」において、そうした新たな製品や技術が反映されてきているが、現状の支給対象及び支給額の設定などを改善し、更にタイムリーに利用できるサービスが求められている。

よって、国におかれては、補装具の研究開発の成果をより適時適切に生かすことのできる制度に向けて、「補装具費支給制度」の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第3号

公務員獣医師の処遇改善を求める意見書

今日、鳥インフルエンザや狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症や口蹄疫などの伝染病が世界各地で発生し、その流行制御や食品の安全性確保を求める国民の声が格段の高まりを見せている。

このような中、家畜衛生、公衆衛生等の現場において、水際の防疫措置や食品衛生業務の中核を担う公務員獣医師の業務も、ますます高い専門能力と判断力が要求され、困難性を増している。

しかしながら、現在、これらの業務に従事する地方公務員獣医師の給料や地位に関して、職位にふさわしい処遇とは言いがたい現状にある。そして、このことが、全国的に公務員獣医師が採用困難職種となっている大きな要因であると考えられる。

よって、国におかれては、公務員獣医師がより一層責任と誇りを持って職務に専念できるよう、下記の措置を確実に実施するよう強く要望する。

記

- 1 都道府県等の公務員獣医師の人材確保を推進するため、国が率先して国家公務員獣医師の処遇改善に対する予算措置を講ずること。
- 2 都道府県等が、独自に地方公務員獣医師の処遇改善に取り組むときは、地方自治の趣旨に則り、これを尊重すること。
- 3 動物医療提供体制を整備するため、「動物看護師」の専門職としての位置づけを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		
農林水産大臣		
人事院総裁		
内閣官房長官		

鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書

シカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化する中、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少している。

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手の育成が必要との観点から、政府は今国会において、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、法律の目的に鳥獣の「保護」だけでなく「管理」の定義を規定するとともに、「保護」と「管理」の施策体系の整理、指定管理鳥獣に定められた鳥獣の集中的かつ広域的に管理を図る事業の創設、一定の条件下での夜間銃猟を可能にする規制緩和、認定鳥獣捕獲等事業者制度の創設など、制度の抜本的な改正が行われた。

よって、国におかれては、法改正によって今後鳥獣の捕獲体制が強化されることになるが、施行に当たっては、下記の事項について十分に留意して実施されるよう強く要望する。

記

- 1 都道府県を越えて生息する鳥獣の保護・管理については、国が主導してより効果的な広域対応を行うための仕組みを検討すること。
- 2 市町村への鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を拡充させるほか、新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が十分活用されるよう、実施計画を作成した都道府県に対し、財政支援を行うこと。
- 3 捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、衛生管理の徹底による安全性の確保や販売経路の確立、消費拡大への支援などを推進すること。
- 4 本法では適用除外とされている海獣についても、適切な保護及び管理が図られていないような場合には、速やかに生息情報の収集を図り、除外対象種の見直しなどを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
環境大臣
内閣官房長官

あて

議会議案第5号

中小企業の事業環境の改善を求める意見書

本年の春闘の大手企業からの回答では、15年ぶりに全体の賃上げ率が2%台となったが、景気全体を支え、地域経済を支える中小企業や非正規社員を取り巻く事業環境は依然厳しいといえる。さらに、消費税8%引き上げに伴う駆け込み需要の反動減も今後予想され、対応策を講じなければならない。

国際通貨基金（IMF）は本年3月、日本経済の成長に賃金上昇が不可欠だとする研究報告書を発表し、中小企業や非正規労働者などの賃上げを「アベノミクス」の課題として挙げている。実質的には、企業の収益力次第で賃上げの可否が左右されてしまうため、政府が掲げる「経済の好循環」を実効的なものにするためには、中小企業の収益力向上に繋がる事業環境の改善が求められる。

また、中小企業のうち87%を占める小規模事業者が全国で334万者あり、有能な技術力がありながら人材確保や資金繰りに苦しんでいる。事業の拡張に踏み切れない小規模事業者の潜在力が発揮できるよう充実した成長・振興策も重要である。

本年は、経済成長を持続的なものにするため、成長の原動力である中小企業が消費税増税や原材料・燃料高などの厳しい環境を乗り越えられるよう、切れ目ない経済対策が必要である。

よって、国におかれては、地方の中小企業が好景気を実感するため、下記の対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 中小企業の健全な賃上げ、収益性・生産性の向上に結び付くよう、経営基盤の強化策及び資金繰り安定化策を図ること。
- 2 「小規模企業振興基本法案」を軸に国・地方公共団体・事業者の各責務の下で、円滑な連携と実効性が高まる制度設計を図ること。
- 3 中小企業・小規模事業者においても重要な非正規労働者の正規雇用化を促すよう、キャリアアップ助成金などの正規雇用化策を更に周知するなど、従業員の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
内閣官房長官

あて

議会議案第6号

地域包括ケアシステム構築のため地域の实情に
応じた支援を求める意見書

現在、本年度の診療報酬改定や国会における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされている。

全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年の姿を展望しながら、増嵩する保険料などに苦慮しながら取り組みを行っている。

よって、国におかれては、社会保障・税一体改革の円滑な進行のために、本年4月から引き上げられた消費税財源を的確に活用しながら、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて、積極的な支援を図るよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 医療・介護・福祉の良質な人材を確保するため国家戦略として抜本的な対策を講ずること。特に介護人材については、2025年に向けて更に100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて適切な対応を行うこと。

また、外国人材の活用が議論されているが、現在の介護人材の社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。

- 2 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。

- 3 地方自治法の改正により創設される連携協約制度などの活用のため、広域行政上の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。

- 4 社会保障・税一体改革の趣旨に添い、平成26年度に引き続き、消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。

また、本年度の基金については趣旨に添い、適切な配分に留意すること。

- 5 特養待機者52万人という数字が発表されたが、特養入所者の重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得・低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	